

都市再生整備計画

はね だ くら こう あと ち しゅうへん ち く
羽田空港跡地周辺地区

とうきょう と おお た く
東京都 大田区

令和元年6月

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>跡地第2ゾーンの一部について既設防潮堤を活用した親水緑地の整備を行い、緑地と水辺・水面空間が融合した憩い・賑わい、水辺の利用・交流促進を実現する回遊性のある空間を創出する。</p> <p>【関連計画】 「羽田空港跡地まちづくり推進計画(平成22年10月策定)」、「大田区都市計画マスタープラン(平成23年3月策定)」、「大田区緑の基本計画グリーンプランおた(平成28年3月策定)」、「羽田空港跡地かわまちづくり計画(平成29年3月認定)」</p>	<p>「河川占用許可特例制度」の活用 (飲食施設・休憩施設・購買施設等(テーブル、椅子等)の設置、既設棧橋の活用)</p>

その他
<p>【まちづくりの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地第1ゾーンについては、「新産業創造・発信拠点」を形成するため、道路・宅地造成(URによる土地区画整理事業として実施)等のインフラ整備を実施するとともに、羽田みらい開発株が先端産業・文化産業発信に係る施設を整備している。また、護岸部分については、国土交通省京浜河川事務所により高潮堤防整備が進められている。 ・跡地第2ゾーンについては、国土交通省の事業として羽田エアポート開発株が複合宿泊施設の建設を進めており、跡地第1ゾーンとともに2020年のまち開きに向けて事業を実施している。また、国土交通省航空局により防潮堤整備が進められている(※本計画区域は跡地第2ゾーン防潮堤部分)。 ・跡地第1ゾーン及びその周辺地域の賑わいの創出に向け、今後、跡地第1ゾーンの第一期事業者である羽田みらい開発株がエリアマネジメントに係る組織を設立予定である。 ・土地区画整理事業により生み出される、都市計画公園予定地や水辺空間等の整備運営に関する検討を大田区が進めている。

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的／事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度			
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占有許可(河川敷地占有許可準則22)
1	【社会実験】大田区が河川区域を一時占用し、民間事業者が収益事業として短期間(1日間又は2日間)のイベントやキッチンカー等による飲食事業を実施する。	計画区域において、親水緑地を含む跡地第2ゾーンの認知度の向上、来訪意欲の向上に繋がる賑わい創出イベントの実施など、親水性を活かした憩いと賑わい空間の創出により、持続的発展を遂げるまちづくりに資することを目的とする。 また、社会実験として事業を実施することで、H34年より予定している河川のオープン化に向けた手法等の検討を行う。	H31～H33	・大田区(実施主体、占有主体) ・公募選定された事業者(運営主体)				
2	【社会実験】週末やGW、夏季休暇の期間を中心に、大田区が河川区域を一時占用し、民間事業者が収益事業として、多摩川水面を活用したレジャーイベントを実施する。	同上	H31～H33	同上				
3	長い水際線を活かしたスポーツ関連イベント、舟運事業との連携した飲食事業、自然観察会などのエコイベントを実施する。	計画区域において、親水緑地を含む跡地第2ゾーンの認知度の向上、来訪意欲の向上に繋がる賑わい創出イベントの実施など、親水性を活かした憩いと賑わい空間の創出により、持続的発展を遂げるまちづくりに資することを目的とする。	H34～H40	同上				○
4	週末やGW、夏季休暇の期間を中心に、多摩川水面を活用したレジャーイベントを実施する。	同上	H34～H40	同上				○

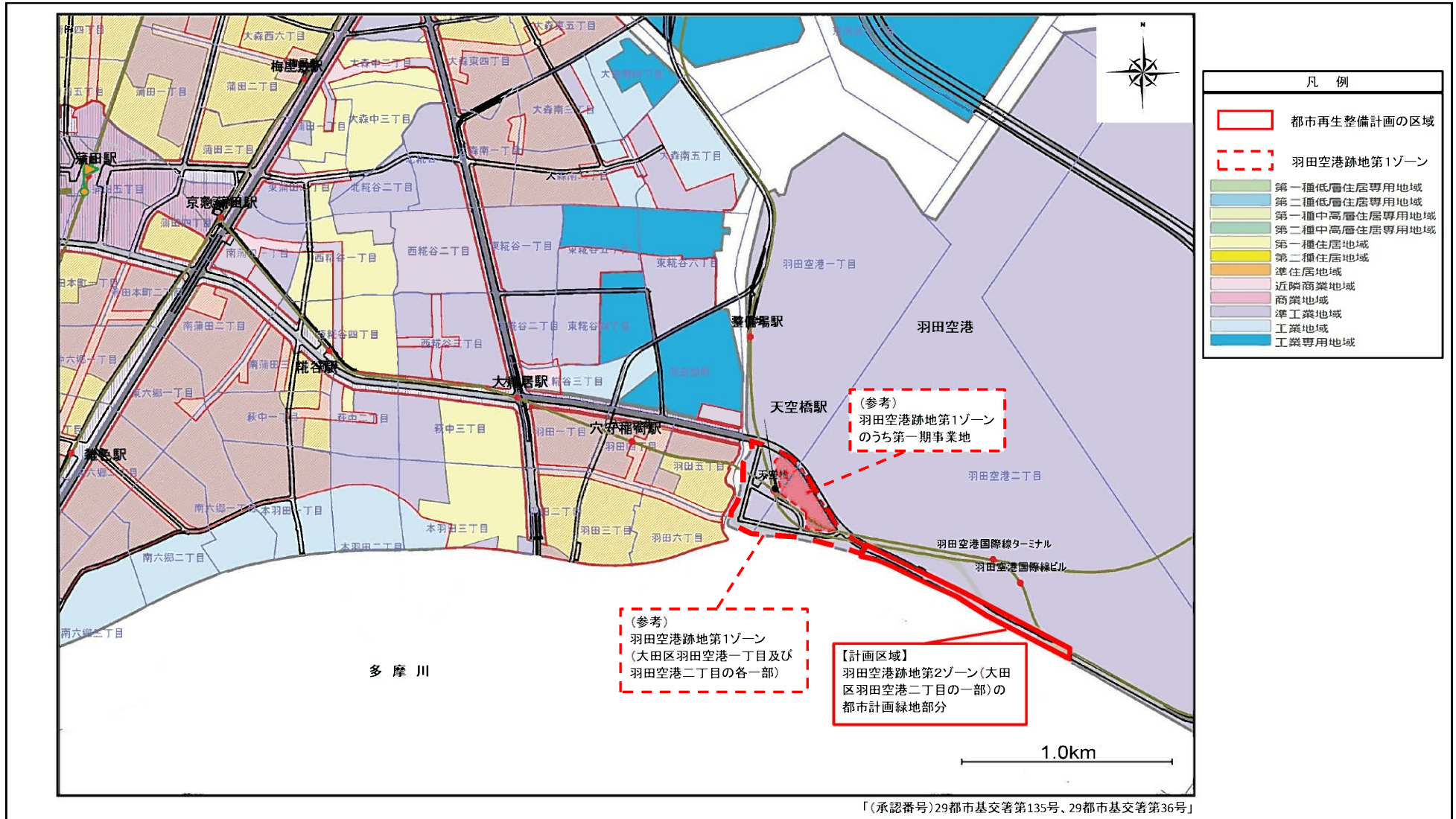
制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22

		制度の活用計画		
		占用対象施設	占用の場所	河川敷地の維持及び向上を図るための措置
事業番号	3	飲食施設(キッチンカー・テーブル・椅子・日よけ施設等)	「(仮称)多摩川親水緑地」の一部 (羽田空港跡地第2ゾーン(大田区羽田空港二丁目)の一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事周辺施設の清掃を実施する。 ・近接するトイレの清掃を実施する。 ・河川護岸や水面へのゴミ投棄防止の注意喚起を図る。
	4	休憩施設(シャワー・着替えテント・テーブル・椅子・日よけ施設等)	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・近接するトイレの清掃を実施する。 ・河川護岸や水面へのゴミ投棄防止の注意喚起を図る。

都市再生整備計画の区域

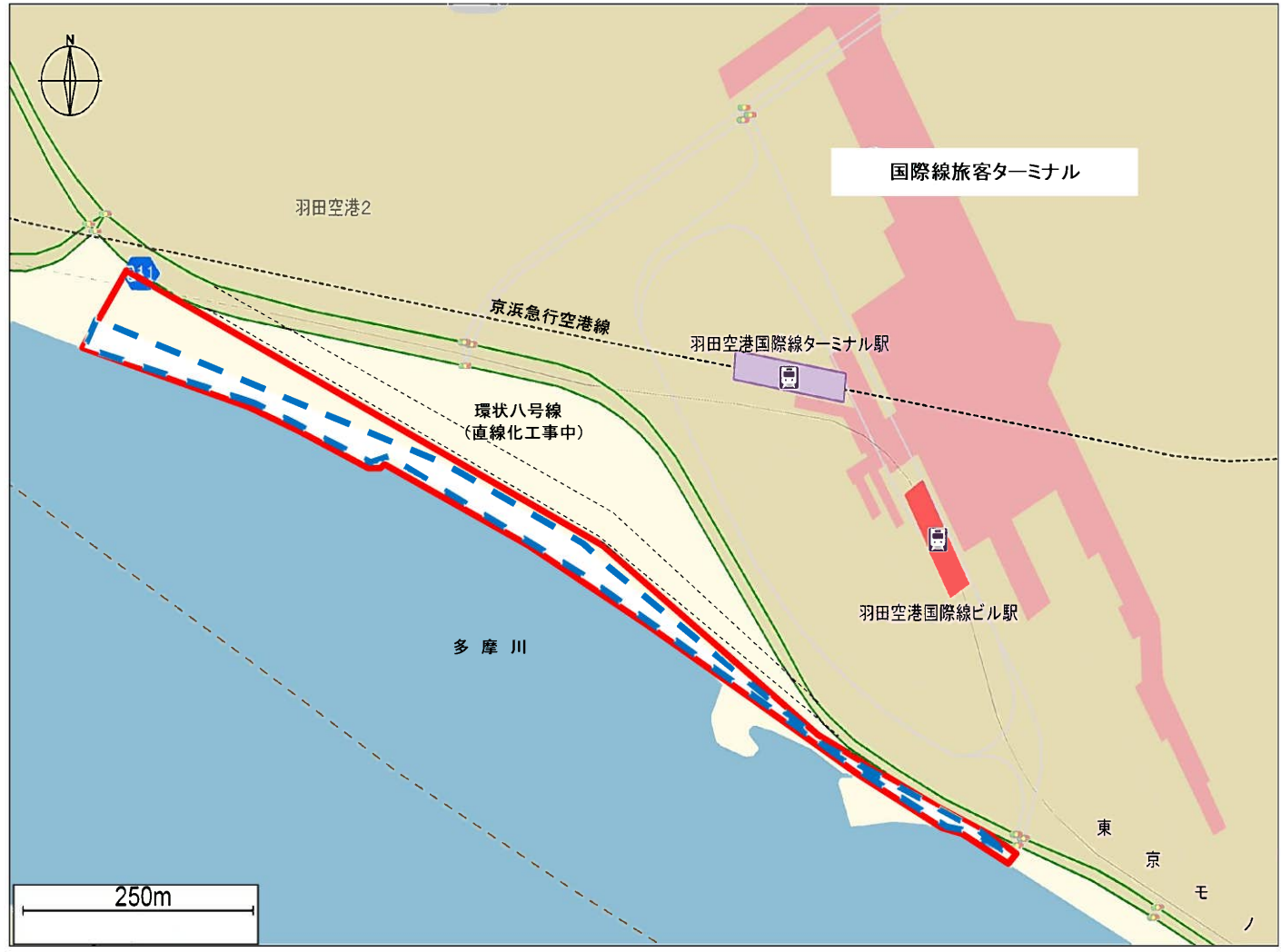
羽田空港跡地周辺地区(東京都大田区)

面積 1.1 ha 区域 東京都大田区羽田空港二丁目の一部



羽田空港跡地周辺地区(東京都大田区) 整備方針概要図

目標	自然豊かな空間での憩い・賑わいの創出と、羽田空港跡地のまちづくりとも連携した水辺の利用・交流促進	代表的な指標	年間利用者数 (人/年)	0 (30年度) → 100,000 (40年度)
			大田区民の認知度 (%)	24.9 (30年度) → 50 (40年度)

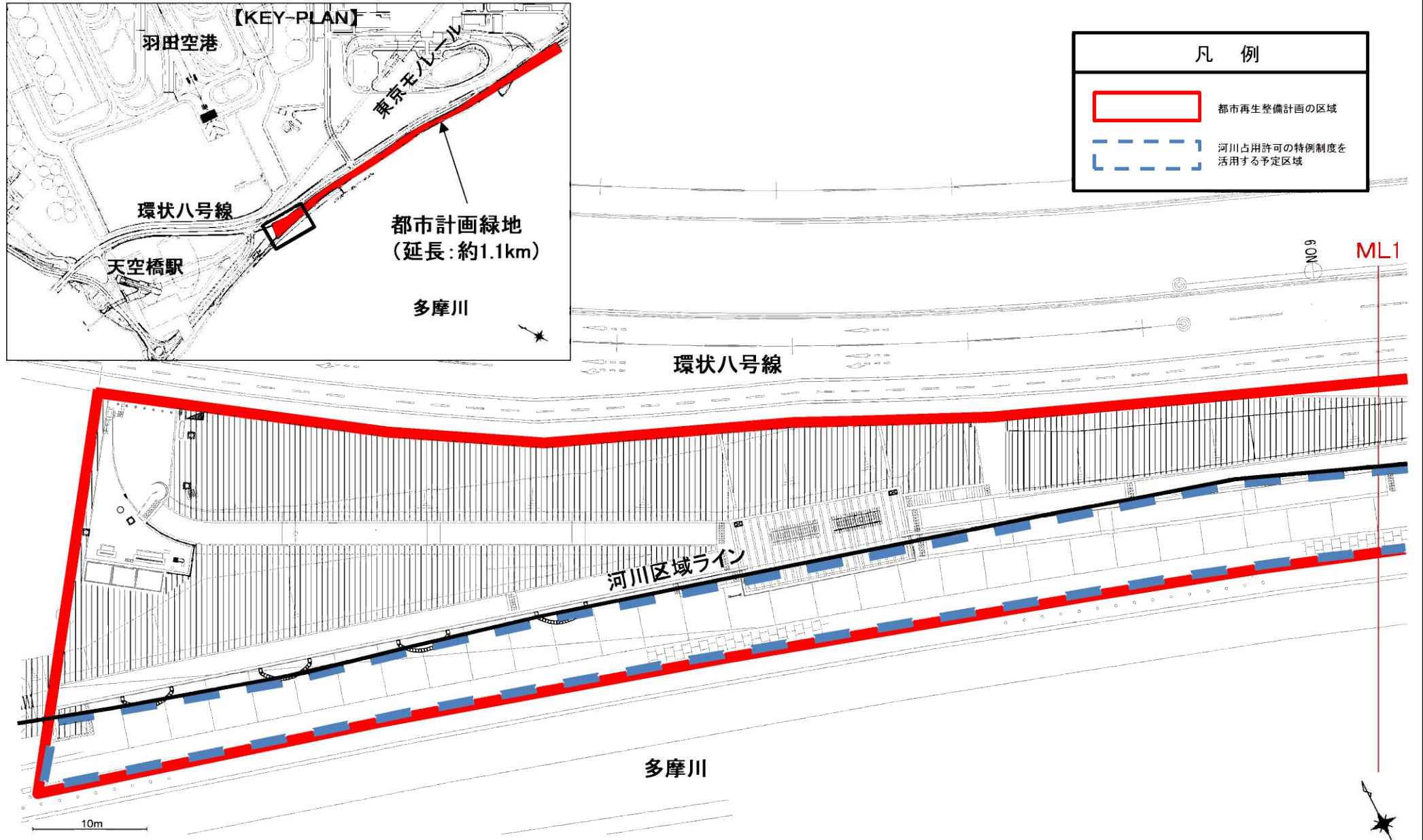


凡 例	
	都市再生整備計画の区域
	河川占用許可の特例制度を活用する予定区域

制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

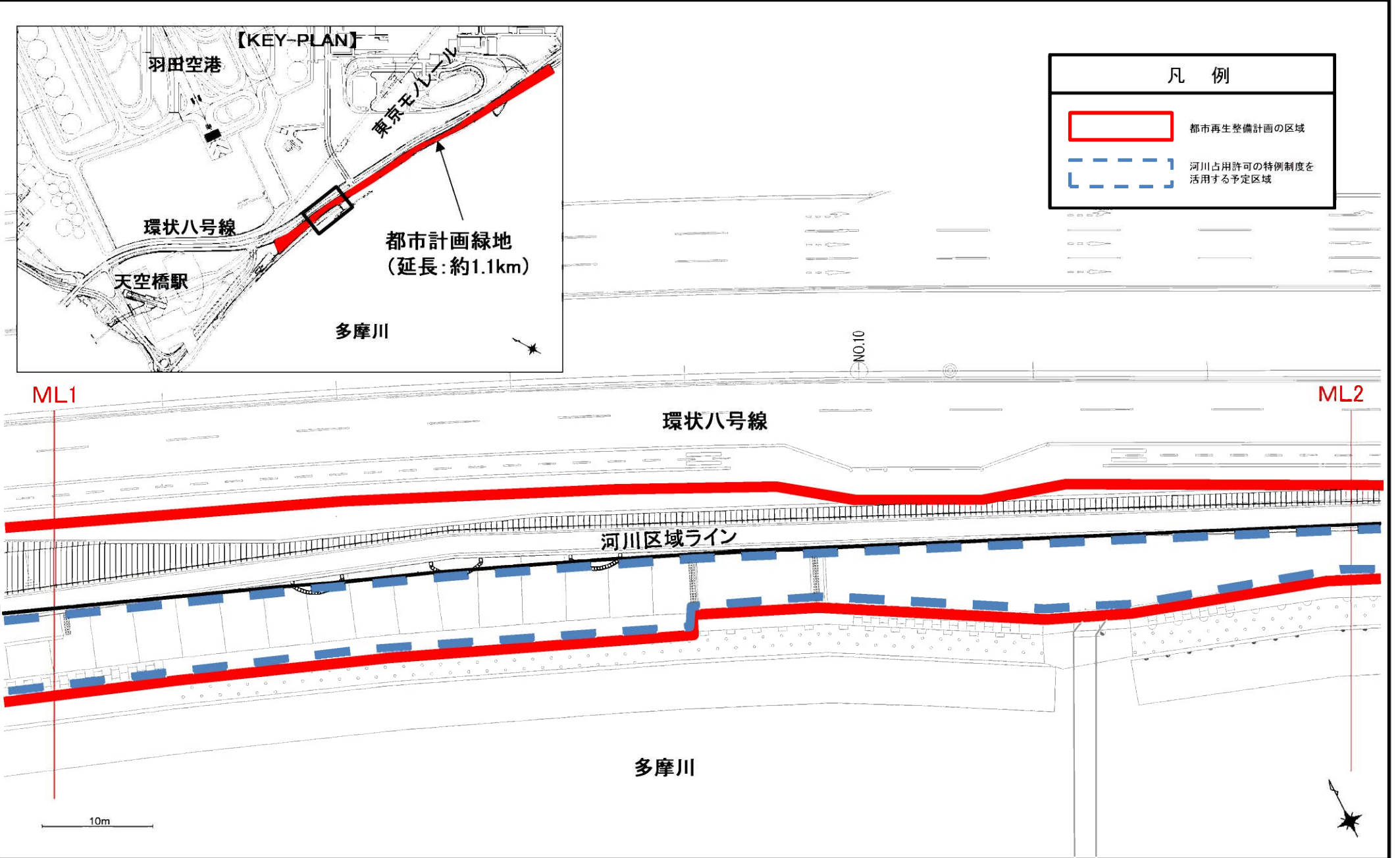
制度を活用して整備・事業を行う範囲図-1



制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

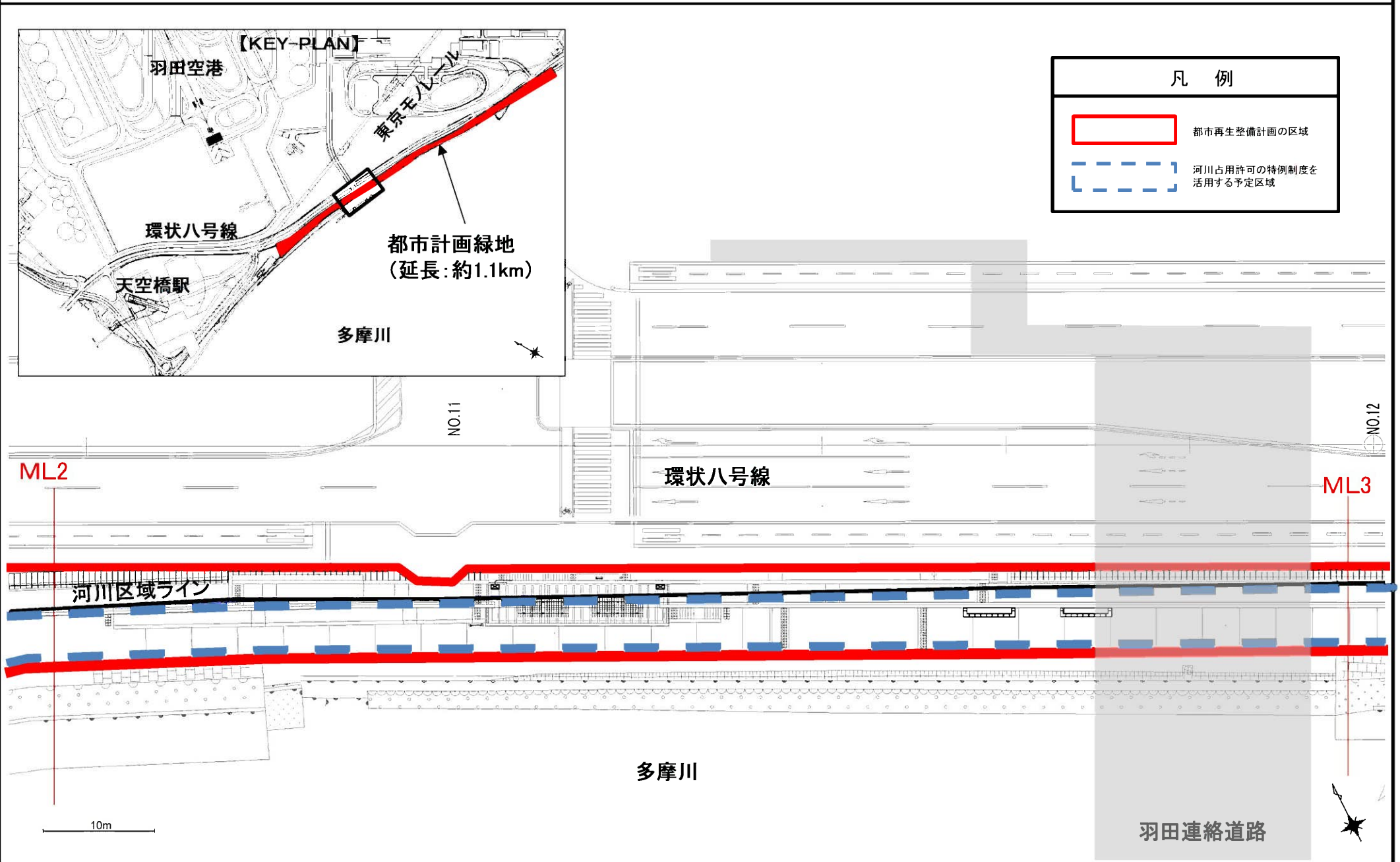
制度を活用して整備・事業を行う範囲図-2



制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

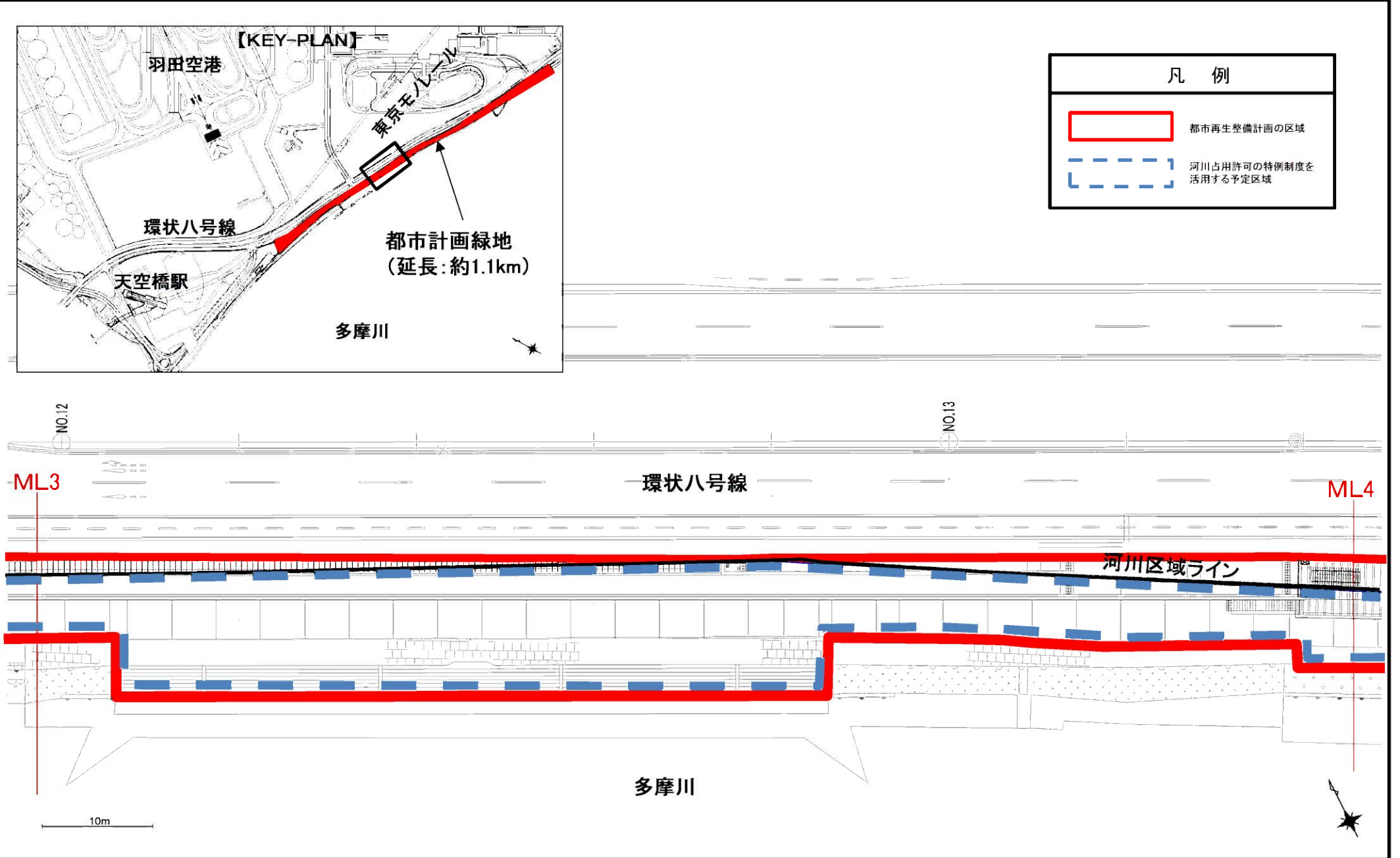
制度を活用して整備・事業を行う範囲図-3



制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

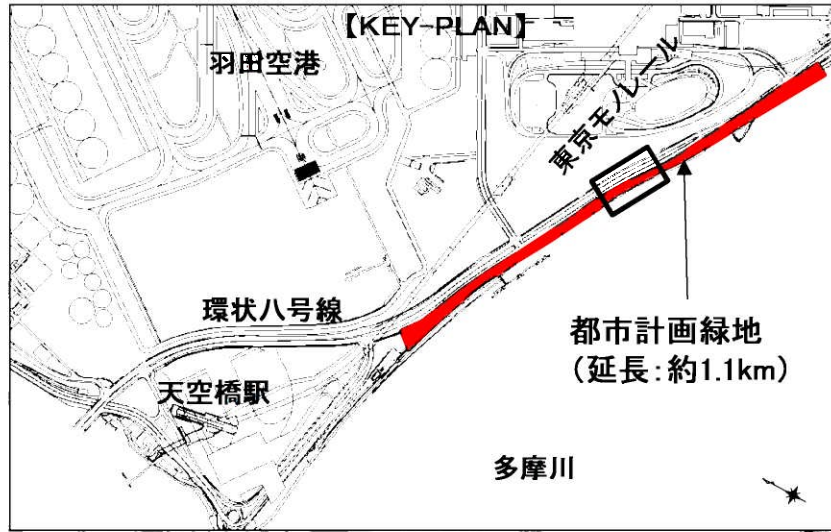
制度を活用して整備・事業を行う範囲図-4





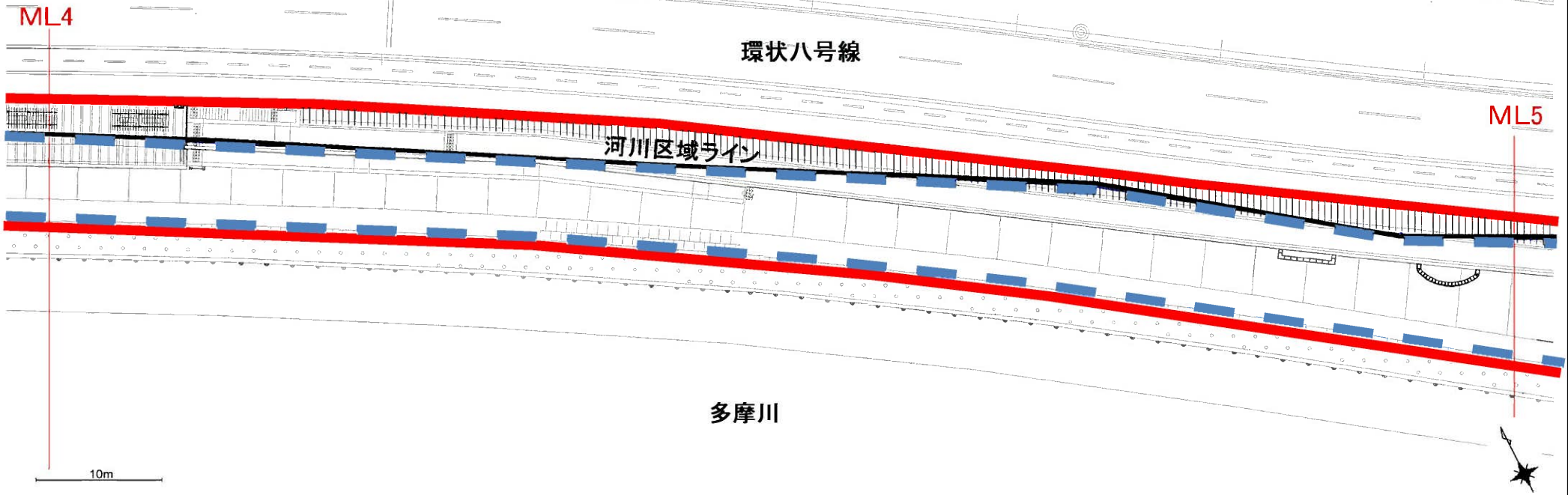
制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

制度を活用して整備・事業を行う範囲図-5



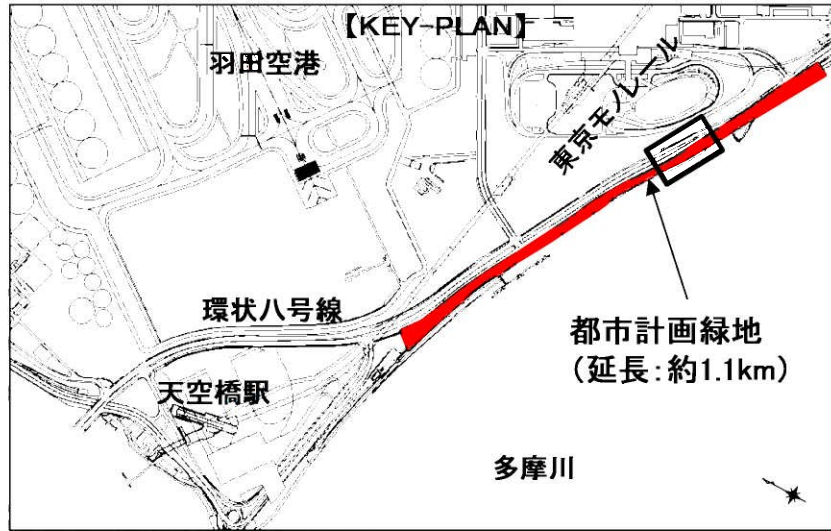
凡 例	
	都市再生整備計画の区域
	河川占用許可の特例制度を活用する予定区域





制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

制度を活用して整備・事業を行う範囲図-6



凡 例	
	都市再生整備計画の区域
	河川占用許可の特例制度を活用する予定区域

ML5

環状八号線

ML6

河川区域ライン

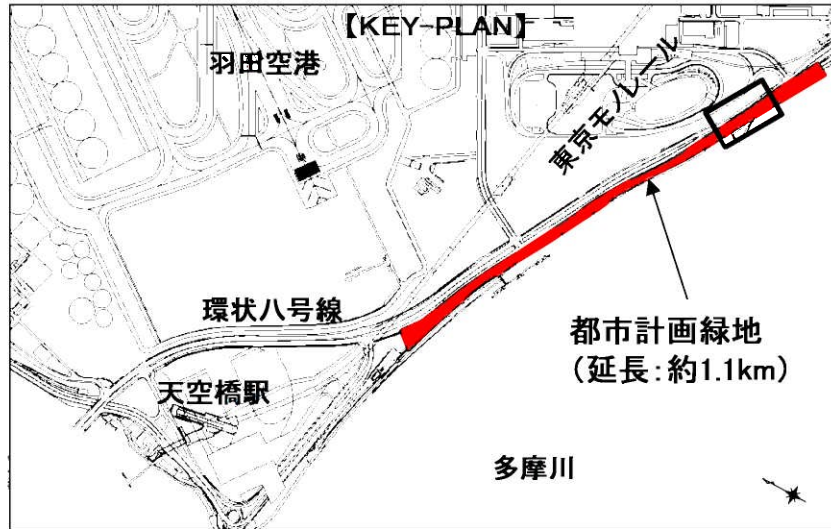
多摩川



10m

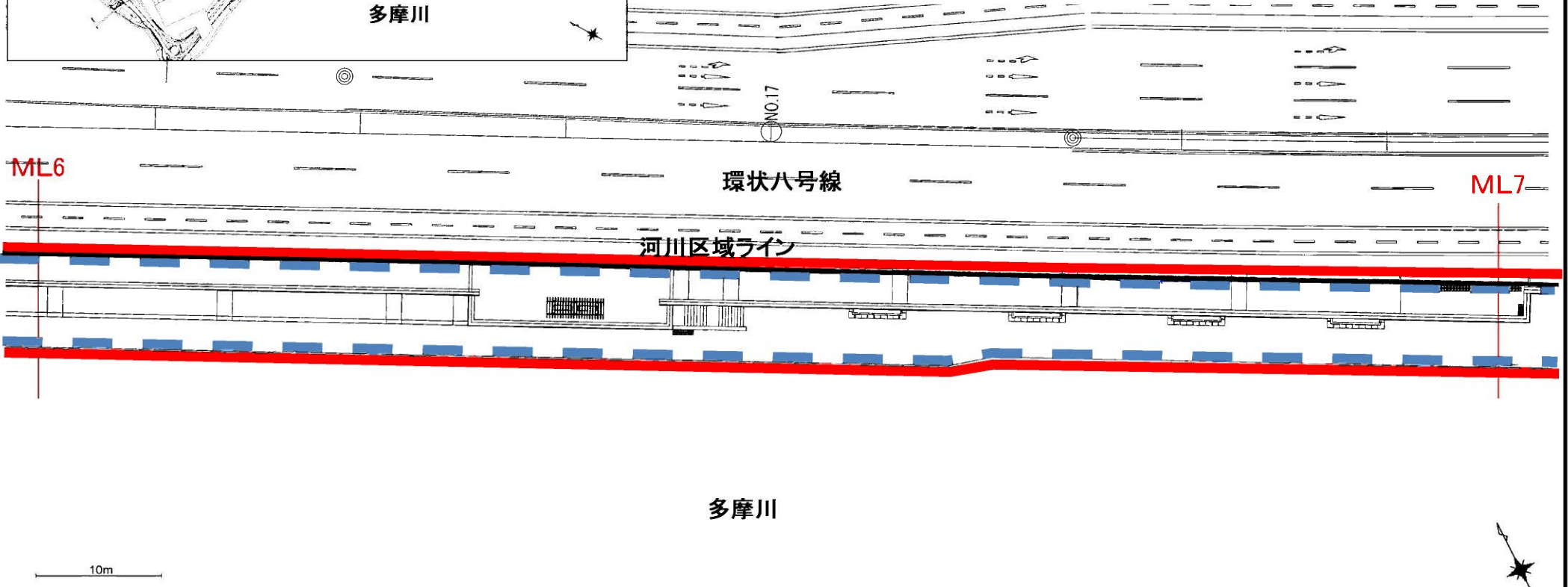
制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

制度を活用して整備・事業を行う範囲図-7



凡 例	
	都市再生整備計画の区域
	河川占用許可の特例制度を活用する予定区域



制度別詳細(河川敷地占用に関する事項)

制度別詳細【河川敷地占用許可の特例】

制度を活用して整備・事業を行う範囲図-8

